

# 医療法人設立認可申請の手引き

(令和4(2022)年2月一部改定)

栃木県保健福祉部医療政策課

※ 本手引きは、改定となる場合がありますので、申請時点における最新のものであることを  
県ホームページ等で確認してください。

# 目 次

I	医療法人制度の概要	1
II	医療法人の業務と運営	2
III	基金制度	4
IV	医療法人の設立要件	6
V	医療法人の設立認可申請の手続き	9
VI	医療法人設立認可申請書作成上の留意点	11
VII	様式集	12
	医療法人設立認可申請書チェックリスト	12
	医療法人設立認可申請書（第38号様式）	14
	（様式1）モデル定款及びモデル寄附行為	15
	（様式2）設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	30
	（様式3）財産目録の明細書	31
	（様式4）設立時の負債内訳書	33
	（様式4-1）負債残高証明及び債務引継承認願（負債）	36
	（様式4-2）負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件）	38
	（様式4-3）債務の証明及び買掛金引継承認願	39
	（様式5）設立時の借用財産内訳書	40
	（様式5-1）賃借料の算出根拠説明書	42
	（様式5-2）覚書（不動産）	43
	（様式5-3）覚書（医療用器械備品等）	44
	（様式6）抛（出）（寄附）申込書	45
	（様式7）設立決議録	47
	（様式8）設立趣意書	51
	（様式9）役員及び社員の名簿	52
	（様式10）開設しようとする病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の概要	54
	（様式11）設立後2年間の事業計画	58
	（様式11-1）設立後2年間の予算書（総括表）	59
	（様式11-2）予算明細書	61
	（様式11-3）職員給与費内訳書	63
	（様式11-4）役員報酬内訳書	64
	（様式11-5）過去2年間の患者数調べ	65
	（様式12）履歴書	67
	（様式13）委任状	68
	（様式14）役員就任承諾書	69
	（様式15）管理者就任承諾書	70
	（様式16）設立代表者の原本証明	71

## 問い合わせ先

栃木県 保健福祉部 医療政策課 医療指導担当  
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20  
TEL 028-623-3084 FAX 028-623-3131  
e-mail iryo@pref.tochigi.lg.jp

## I 医療法人制度の概要

### 1 医療法人制度

#### (1) 制度の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）においては、医業が営利を目的として行われることを禁止しており、会社組織による医業の経営は認められていません。しかし、病院のように人的、物的に厳格な規制を受けているものを個人経営で行うことには困難が伴います。そのため、医療法では、医療法人制度を設け、病院等が容易に法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資産の集積を容易ならしめ、医療の普及向上が図られることを期しています。

#### (2) 認可（法第 39 条、第 44 条）

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、都道府県知事の認可を受けて、医療法人とすることができます。

#### (3) 医療法人の責務（法第 40 条の 2）

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めることとされています。

#### (4) 医療法人の成立（法第 46 条）

医療法人は、その主たる事務所の所在地において組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の定めるところにより設立の登記をすることによって、成立します。

設立の登記は、設立の認可、出資の払込みその他必要な手続が終了した日から 2 週間以内にしなければなりません。

### 2 医療法人の非営利性

医療法人は、医療事業の経営を主たる目的とするものでなければなりません。それ以外に積極的な公益性を要求されるものではありません。また、医療法人は、剰余金の配当が明確に禁止され、営利法人たることを否定されています。（法第 54 条）

### 3 医療法人の種類

#### (1) 社団と財団

医療法人には、社団と財団の 2 種類があります。

##### ① 医療法人社団

病院等を開設することを目的として集まった人の集合体であり、通常複数の者からの拠出（預金、不動産、備品等）により設立される法人です。平成 19 年 4 月施行の改正医療法により出資持分のない医療法人しか設立できないこととなっています。

法人が解散したときは、定款及び法第 56 条に定める方法により残余財産を処分します。

## ② 医療法人財団

個人又は法人が無償で寄附した財産に基づいて設立される法人です。

医療法人社団は「定款」で、医療法人財団は「寄附行為」でそれぞれ基本事項を定めています。

## (2) 一人医師医療法人

制度創設時において、診療所については、「医師若しくは歯科医師が常時 3 人以上勤務する診療所」にのみ法人の設立が認められていましたが、昭和 60 年の法改正により、医師又は歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務しているような小規模診療所についても法人の設立が認められるようになりました。

これをいわゆる「一人医師医療法人」と言いますが、医療法上は、設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。

## (3) 社会医療法人（法第 42 条の 2）

救急医療やへき地医療、周産期医療など地域で特に必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を行っていること、役員の子族等の数が役員総数の 3 分の 1 を超えていないこと等、法に定めるいくつかの要件に該当するものとして都道府県知事の認定を受けた医療法人です。

社会医療法人は、その収益を開設する病院等の経営に充てることを目的として厚生労働大臣が定める業務の実施が可能である等の一方、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等に加え、社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類等を都道府県知事に提出する必要があります。

# II 医療法人の業務と運営

## 1 医療法人の附帯業務

医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、法第 42 条各号に定められた業務（附帯業務）を行うことができます。

なお、附帯業務の実施に当たっては、介護保険法等それぞれの法律に基づく指定等が必要となる場合があります。

具体的な業務については、厚生労働省の「医療法人・医業経営のホームページ」に掲載されています。

## 2 剰余金の配当禁止（法第 54 条）

医療法人が剰余金（利益金）を出しても、これを配当することは禁止されています。剰余金が生じた場合は、施設整備、医療機器の整備等に当てるほかは、積立金として留保しなければなりません。また、配当でなくとも事実上の利益の分配と見なされる行為も禁止されています。

## 3 医療法人の義務

### (1) 事業報告書等の作成（法第 51 条）

医療法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書（これらを併せて「事業報告書等」という。）を作成し、理事は、これらを監事に提出しなければなりません。

### (2) 書類の整備、閲覧（法第 51 条の 4）

医療法人は、事業報告書等及び監事の監査報告書並びに定款又は寄附行為を主たる事務所に備えておかなければなりません。また、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。

### (3) 書類の届出（法第 52 条）

医療法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を都道府県知事に届け出なければなりません。都道府県知事は、これらの書類及び定款又は寄附行為について請求があった場合、閲覧に供する義務があります。

### (4) 登記（法第 43 条、組合等登記令）

医療法人は、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければなりません。

なお、資産の総額（貸借対照表上の純資産額）については毎会計年度終了後、また、理事長については選任（重任を含む。）された都度、変更の登記が必要です。

### (5) 登記の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「施行令」という。）第 5 条の 12）

医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

### (6) 役員変更の届出（施行令第 5 条の 13）

医療法人は、役員に変更があったとき（任期満了に伴う重任も含みます。）は、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

※ なお、上記(3)、(5)及び(6)の届出窓口は、当該法人の主たる事務所を所管する健康福祉センター（宇都宮市の場合は、宇都宮市保健所）となります。

#### 4 医療法人に対する指導監督

##### (1) 報告及び検査（法第 63 条）

医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為（以下「法令等」という。）に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、その法人に対し、報告を求め、又はその事務所に立入検査をすることがあります。

##### (2) 改善命令・勧告（法第 64 条）

① 医療法人の業務若しくは会計が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、その法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命令することがあります。

② その法人が当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することがあります。

##### (3) 設立認可の取消（法第 65 条、第 66 条）

① 医療法人が、成立した後又はすべての病院等を休止若しくは廃止した後 1 年以内に正当な理由がないのに病院等を開設又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

② 医療法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合において、他の方法により監督目的を達成することができないときに限り、設立の認可を取り消すことがあります。

##### (4) 医療法人に対する罰則規定（法第 89 条、第 90 条）

医療法人の理事、監事等が、医療法に基づく規定に違反したときは、20 万円以下の過料に処せられます。

また、医療法第 87 条又は第 89 条の違反行為があったときは、行為者を処罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられます。

### III 基金制度

#### 1 基金制度の趣旨

基金は、社団である医療法人で持分の定めのないものに拠出された金銭その他の財産であって、その法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。

#### 2 基金の手続

(1) 定款の定め（医療法施行規則（昭和 23 年省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30

#### 条の 37)

基金制度を採用する場合は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定める必要があります。この場合、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続を定めなければなりません。

#### (2) 募集事項の決定

基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ③ 基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

なお、設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得る必要があります。

#### (3) 基金の申込み

- ① 基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、募集事項等を通知する必要があります。
- ② 基金の引受けの申込みをする者は、書面により申込みを行います。

#### (4) 基金の割当て

申込者の中から基金の割当てを受ける者と割り当てる基金の額を定め、申込者に対し通知をします。

#### (5) 基金の申込み及び割当てに関する特則

基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、上記(3)及び(4)は適用しません。

### 3 金銭以外の財産の拠出

500 万円を超える現物財産を拠出する場合は、その価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）が必要となります。

### 4 基金の返還

(1) 基金の返還には、定時社員総会の議決が必要です（規則第 30 条の 38 第 1 項）。

(2) ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が①から③を合計した額を超える場合に、この超える額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。

なお、基金の返還をすることができる時期は、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限られています（規則第 30 条の

38 第 2 項)。

- ① 基金（代替基金を含む。）の総額
  - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
  - ③ 資本剰余金の価額
- (3) (2)に違反して医療法人が基金の返還をした場合には、この返還を受けた者及び返還に関する職務を行った業務執行者は、医療法人に対し、連帯して、(2)に違反して返還された額を弁済する責任を負います。
- (4) (2)に違反して基金の返還がされた場合においては、医療法人の債権者は、この返還を受けた者に対し、返還額を医療法人に対して返還することを請求することができます。
- (5) 基金の返還に係る債権には、利息を付することができません（規則第 30 条の 37 第 2 項）。

#### 5 代替基金（規則第 30 条の 38 第 3 項及び第 4 項）

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません。なお、代替基金は、取り崩すことができません。

#### 6 貸借対照表の区分表示

基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上することとなります。

この基金の額については、法人税法及び消費税法上の資本金又は出資金の額には該当しませんので注意してください。

### IV 医療法人の設立要件

#### 1 医療法人の構成（社団医療法人の場合）

##### (1) 社員

- ① 原則として 3 名以上としてください。
- ② 自然人でない者は社員となることができません。

##### (2) 役員（法第 46 条の 5）

- ① 原則として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。
- ② 次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

ア 精神の機能の障害により役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断



及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 医療法、医師法、歯科医師法その他の医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ その他、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 役員の任期は2年を超えることはできません。
- ④ 医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が、医療法人の役員として参画していることは、非営利性という観点から適当ではありません。

(3) 理事長（法第46条の6第1項、第46条の6の2第1項）

- ① 理事長は、医師又は歯科医師でなければなりません。
- ② 理事長は、理事の中から選出しなければなりません。
- ③ 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の権限を有します。

(4) 監事

- ① 監事の職務は、次のとおりです（法第46条の8）。
  - ア 医療法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - イ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
  - ウ 監査の結果、法人の業務又は財産に関し、不正の行為等を発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
  - エ 法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- ② 監事は、理事又は医療法人の職員を兼ねることはできません（法第46条の5第8項）。
- ③ 他の役員の概ね3親等以内の親族、顧問税理士等の特殊な関係がある者は監事となることはできません。
- ④ 実際に財務諸表を監査しうる者を選任しなければなりません。

(5) 理事

- ① 開設するすべての病院等の管理者を理事に加えなければなりません。また、その理事が管理者の職を退いたときは、理事の職を失います（法第46条の5第6項及び7項）。
- ② 理事は、医療法人の事務を執行します。

(6) 理事又は監事の補充（法第46条の5の3第3項）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。

## 2 医療法人の資産

医療法人は、その開設する病院等の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければなりません（法第 41 条、規則第 30 条の 34）。

### (1) 運転資金

初年度の年間支出額の 2 か月分に相当する運転資金を有することを原則とします。設立後の金融機関等からの借入金は、運転資金には算入できません。

### (2) 施設・設備

法人所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でも、その契約が長期間（10 年以上であることが望ましい。）にわたるもので、かつ確実なものである場合には差し支えありません。

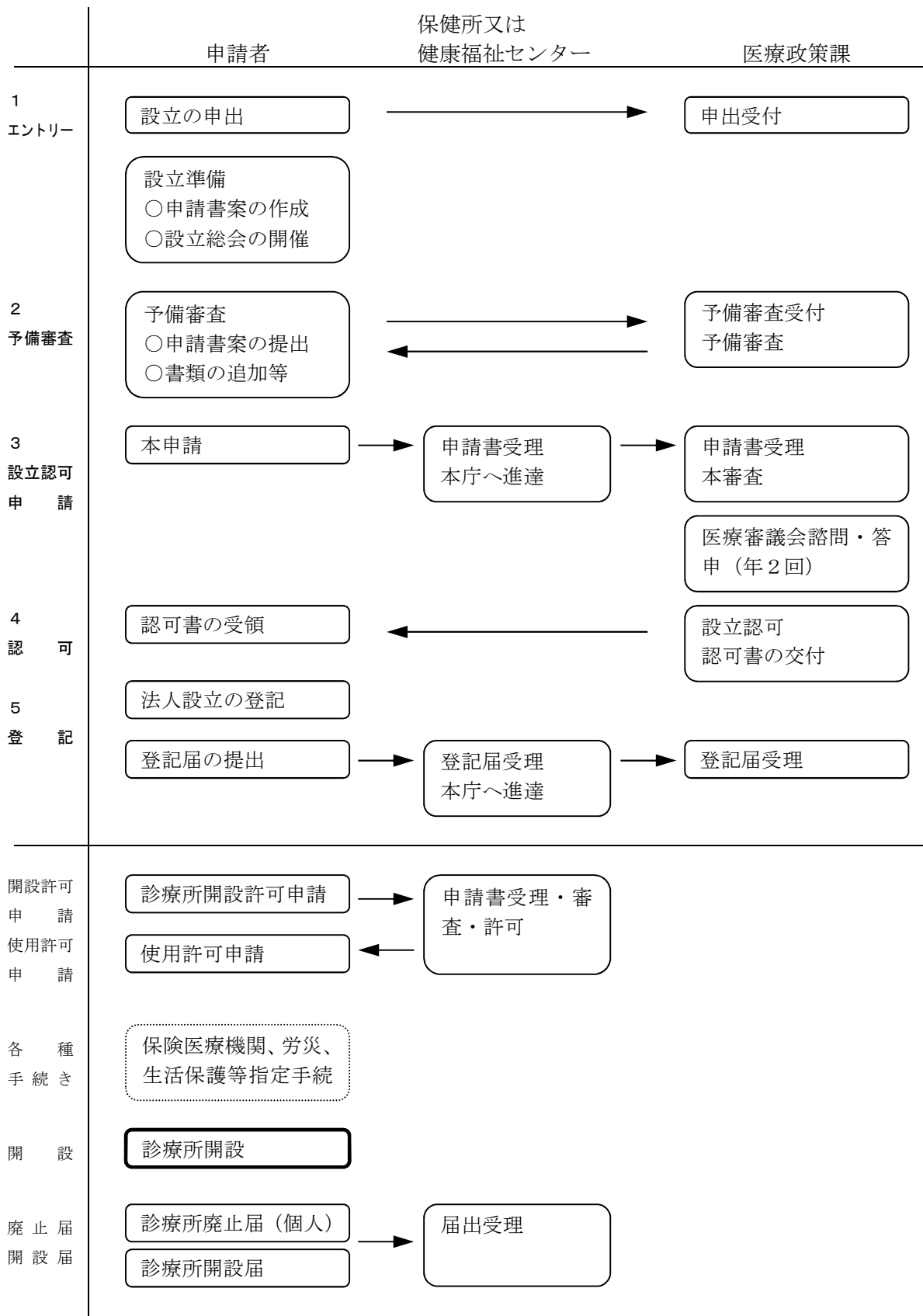
なお、賃借料が近隣の不動産等と比較して著しく高額である場合には、法第 54 条（剰余金配当の禁止）に抵触するおそれがあり、認められません。したがって、賃貸借契約等を締結する場合には、賃借料等が適正であることを説明していただくこととなります。

### (3) 負債の引継

現物抛出（寄附）した財産が医療法人に不可欠のものである場合は、その財産の取得時に発生した負債は、抛出と同時に医療法人に引き継ぐことができます。ただし、その負債は償還可能であり、債権者の承認を得られるものに限りです。

- (例) 診療所の土地の取得資金に係る借入金
- 建物及びその附属設備の取得資金又は増改築に係る借入金
- 医療用機器備品の取得資金に係る借入金

## V 医療法人の設立認可申請の手続き



注) 1 法人設立認可申請の日程は毎回異なりますので、ホームページ等で御確認ください。

2 法人設立後は、診療所等の開設者が個人から法人へ変更となるため、改めて診療所等の開設許可等、医療法上の手続きが必要となります。上の図は一般的な手続きについて記載したものであり、追加手続きが必要な場合もありますので、御確認ください。

3 保険医療機関指定手続き等については、関東信越厚生局栃木事務所等にお問い合わせください。

## 1 エントリー

申出受付期間内に、設立認可申請の意思表示（法人化したい旨）をメール又はファクシミリで御連絡ください。その際、下記事項をお知らせください。

- ◎ 予定法人名（決まっている場合）
- ◎ 現在開設中の医療機関名及び所在地
- ◎ 申請事務担当者の氏名、事務所名及び連絡先

エントリー後、本手引きに従い、速やかに設立準備（申請書案の作成）に取り掛かってください。

## 2 予備審査

申請書案を2部作成し、予備審査受付締切までに医療政策課あて1部を送付してください。持参された場合であっても、その場で書類の審査をすることはできません。

原則として、審査期間内に予備審査における指導事項等の処理を完了させていただきます。当該期間内に書類が整わない場合は、申請を受け付けることができない場合があります（次回以降受付）。

## 3 設立認可申請（本申請）

必ず予備審査を経た上で、主たる事務所の所在地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市保健所）へ提出してください。

申請書は、正本1部、副本2部の計3部提出してください。このうち副本1部は、知事の認可書に添付して申請者あて返還します。

正本には証明書、謄本等の原本を添付し、副本には設立代表者の原本証明をした上で、証明書、謄本等の写しを添付してください。（様式16による一括証明も可）

## 4 認可

認可書は医療政策課において交付します。個別に連絡しますので、医療政策課にお越しください。

認可書の交付に当たっては、受領書を記入していただきます（記名押印又は署名が必要です）。

## VI 医療法人設立認可申請書作成上の留意点

### 1 全般

用紙は日本工業規格A4判を用い、横書きとし、チェックリスト順にそろえ、左上1ヶ所をダブルクリップ止めとすること。なお、補正等が生じた場合の訂正書類の差替え等を考慮し、ホッチキス等で綴じないこと。

使用文字は、原則として活字又はワープロ字とすること。

提出する書類でA4判より小さい場合は台紙に貼り、設立代表者印で割印すること。

A4版より大きい書類は、A4版の大きさに折りたたむこと。

申請書中に記載する住所、氏名等は添付する証明書類（印鑑登録証明書、不動産登記事項証明書、契約書等）の表記と一致させること。

証明書類は、申請日の3か月以内のものであること。

### 2 予備審査

書類は、各様式に記載された注意事項を参考に作成、準備すること。

添付書類等は、写しとすること（押印不要）。

### 3 本申請

押印が必要な箇所はすべて実印とすること。

Ⅶ 様式集

医療法人設立認可申請書チェックリスト

1 / 2

No.	確認	様式	提出書類	備考
1		◇ 38	医療法人設立認可申請書	副本にも原本添付
2		1	定款又は寄附行為	
3		2	設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	基準日等あり
4		3	財産目録の明細書	基準日等あり
5		4	設立時の負債内訳書	基準日等あり
			借入に係るもの	
6			金銭消費貸借契約証書の写し	
7			返済計画書等の写し	
8		◇ 4-1	負債残高証明及び債務引継承認願	
			リース物件に係るもの	支払終了後に所有権が移転するものに限る
9			リース契約書等の写し	
10		◇ 4-2	負債残高証明及び債務引継承認願	
			支払いに係るもの	
11			売買契約書等の写し（契約書を作成している場合のみ）	
12		◇ 4-3	債務の証明及び買掛金引継承認願	契約書を作成していない場合は、本様式のみ添付
13		5	設立時の借用財産内訳書	基準日等あり
			設立者代表者所有の不動産を賃借する場合	
14			不動産賃貸借契約書（案）	
15		◇	不動産登記事項証明書	
16		5-1	賃借料の算出根拠説明書	算出に用いた数値が確認できるもの（納税通知書等）を添付
			第三者所有の不動産を賃借する場合	
17			不動産賃貸借契約書の写し	
18		◇	不動産登記事項証明書	
19		5-2	覚書	
20		5-1	賃借料の算出根拠説明書	新規の場合は原則として添付すること
			設立者代表者所有の医療用器械備品を賃借する場合	
21			賃貸借契約書（案）	
22			賃借料算出根拠等	算出に用いた数値が確認できるものを添付
			第三者所有の医療用器械備品を賃借する場合	リース契約に係るものを含む
23			賃貸借契約書又はリース契約書等の写し	
24		5-3	覚書	
25			賃借料算出根拠等	新規の場合は原則として添付すること
26		6	拠出（寄附）申込書	基準日等あり
27		◇	（預金）残高証明書	
28			（医業未収金）診療報酬等支払額決定通知書（振込通知書）	
29			（医薬品・診療材料）在庫一覧表等	

No.	確認	様式	提出書類	備考
30	◇		(土地・建物) 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書	
31	◇		(土地・建物) 不動産登記事項証明書	
32			(建物) 取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類	確定申告時の電算様式等
33			(機器・車両) 取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類	確定申告時の電算様式等
34			(車両) 車検証の写し	
35	◇		(車両) 使用目的及び使用目的以外には使用しない旨を記載した書面	様式任意
36			(保証金) 契約書	
37	◇		(総額が5百万円以上の現物抛出) 弁護士等の証明	様式任意
38		7	設立決議録	
39		8	設立趣意書	
40		9	役員及び社員(評議員)の名簿	基準日等あり
41		10	開設しようとする病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の概要	
42			職員名簿	
43			各種免許証の写し	A4版に縮小コピーすること
44			施設周辺の概略図	
45			敷地平面図	
46			建物平面図	
47		11	設立後2年間の事業計画	基準日等あり
48		11-1	設立後2年間の予算書(総括表)	基準日等あり
49			過去2年間の決算書	基準日等あり
50		11-2	予算明細書	基準日等あり
51		11-3	職員給与費内訳書	
52		11-4	役員報酬内訳書	
53		11-5	過去2年間の患者数調べ	基準日等あり
54	◇	12	履歴書	
55	◇		印鑑登録証明書	
56			医師(歯科医師)免許証の写し	A4版に縮小コピーすること 職員名簿に添付があれば不要
57	◇	13	委任状	
58		14	役員就任承諾書	
59		15	管理者就任承諾書	
60		16	設立代表者の原本証明	正本と副本で証明する内容が異なること
61				
62				
63				

## (作成上の注意)

- 1 予備審査に当たり、申請書類は本リスト順に重ね、このチェックリストを一番上にする。
- 2 上記書類のほかに、内容確認のため追加資料の提出をお願いする場合があること。
- 3 作成・添付した書類の「確認」欄にチェックをし、該当しない書類には斜線を引くこと。
- 4 ◇印のあるものは、本申請の際、正本に原本を添付すること。
- 5 基準日等は申請時期によって異なるので、県ホームページで確認すること。
- 6 基準日がある様式への添付種類は、当該基準日の状況が確認できるものとする。
- 7 その他の添付書類がある場合は、空欄に記載すること。

栃木県知事 ○○ ○○ 様

住 所  
設立代表者 ふりがな  
氏 名

医療法人設立認可申請書

次のとおり医療法人の設立の認可を受けたいので申請します。

1 医療法人の名称	
2 主たる事務所の所在地	
3 財団社団の別	
4 開設しようとする病院、 診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院の名称及 び所在地	

(作成上の注意)

- 1 事務所及び開設しようとする病院等の所在地は、添付する証明書類（印鑑登録証明書、不動産登記事項証明書、契約書等）の表記と一致させること。また、ビル名や室番号がある場合は、必ず記載すること。
- 2 上記1、2及び4については、定款（寄附行為）の規定と一致すること。
- 3 申請年月日は、予備審査終了後であって、実際に申請する日を記入すること。
- 4 医療法人の名称については、医療広告ガイドライン（厚生労働省ホームページ参照 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/>）を参考に、広告できない名称は避けること。



(様式1) モデル定款及びモデル寄附行為

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人 〇〇会と称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町〇〇△△番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

2 本会社が〇〇市(町)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

第5条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営するほか、次の業務を行う。

- (1) (訪問看護ステーションの経営)

訪問看護ステーション〇〇〇 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

(作成上の注意等)

(第2条関係)

・事務所については、複数の事務所を有する場合はすべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。

・所在地がビル内である場合は、ビル名、階数(室番号)まで記載すること。

(第3条関係)

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち開設するものを掲げる(以下、第4条、第5条、第32条第3項及び第33条第5項において同じ)。

・後段の( )書きは、介護老人保健施設(又は介護医療院)を開設しない場合は記載しない。

・介護老人保健施設(又は介護医療院)のみを開設する場合は、「本社は、介護老人保健施設(又は介護医療院)を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。

(第4条第2項関係)

・地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には記載しない(以下、第32条第3項及び第33条第5項において同じ)。

(第5条関係)

・医療法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は記載しない。

・附帯業務の実施に当たっては、所管する健康福祉センター等と事前に調整すること。

### 第3章 基金

第6条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第7条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第10条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

### 第4章 資産及び会計

第11条 本社の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産

(2) 設立後寄附された金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第12条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

(第3章関係)

・基金制度は、社団である医療法人がその活動の原資を調達するための手段の1つである。

(第12条関係)

・不動産、運営基金等重要な資産は基本財産とすることが望ましい。なお、本条は必ずしも設けなくてもよい。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい（以下、第15条において同じ）

第13条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第14条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第15条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第16条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(第16条関係)  
・任意に1年間を定めても差し支えない。

第17条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を栃木県知事に届け出なければならない。

(第17条第3項関係)  
・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第18条 決算の結果、剰余金を生じたとしても配当してはならない。

## 第5章 社員

第19条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第20条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(第21条関係)  
・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

第21条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

## 第6章 社員総会

第22条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

(第22条1項関係)  
・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催することが望ましい。

- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までにその社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

(第22条3項関係)  
・5分の1を下回る割合を定めることもできる。  
(第22条4項関係)  
・招集の通知は、定款に定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

第23条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第26条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第27条 社員総会においては、あらかじめ通知した事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第28条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第7章 役員

第31条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内

(第31条関係)  
・原則として、理事は3名以上置かなければならない。知事の認可を受

うち理事長 1名  
(2) 監事 〇名

- 第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
  - 3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えるなければならない。
  - 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
  - 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

- 第33条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 理事長は本団の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
  - 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
  - 4 監事は、次の職務を行う。
    - (1) 本団の業務を監査すること。
    - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
    - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
    - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを栃木県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
    - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
    - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
  - 5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

- 第34条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、第31条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第35条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第36条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

けた場合には、1名又は2名でも差し支えない(法第46条第1項参照)。

なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

(第32条第3項関係)  
・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる(法第46条の5第6項参照)。

(第32条第4項関係)  
・理事の職への再任を妨げるものではない。

(第33条第2項関係)  
・この報告は、現実に開催された理事会において行われなければならない。報告を省略することはできない。

(第35条関係)  
・3分の2を上回る割合を定めることもできる。

(第36条関係)  
・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引
- (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第38条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第8章 理事会

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第41条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

第42条 理事会の議長は、理事長とする。

第43条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

定める必要がある。

・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の総額を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が二人以上あるときに監事の報酬等の総額を定める場合は、各監事の報酬等はその額の範囲内で監事の協議によって定める。また、総額を上回らなければ、再度社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

(第41条第1項及び2項関係)

・理事長のほか、理事会で定める理事が招集することも可。

(第41条第3項関係)

・1週間を下回る割合を定めることができる。

(第43条第1項関係)

・過半数を上回る割合を定めることができる。

(第43条第2項関係)

・本項を規定するか否かは任意。

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(第44条第2項関係)  
・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

第45条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

## 第9章 定款の変更

第46条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、栃木県知事の認可を得なければ変更することができない。

## 第10章 解散、合併及び分割

第47条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、栃木県知事の認可を受けなければならない。

第48条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、栃木県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第49条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第50条 本社は、総社員の同意があるときは、栃木県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第51条 本社は、総社員の同意があるときは、栃木県知事の認可を

得て、分割することができる。

## 第11章 雑 則

第52条 本社の公告は、官報に掲載する方法（〇〇新聞に掲載する方法又は電子公告（ホームページ））によって行う。

（電子公告（ホームページ）によって行う場合）

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第53条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

### 附 則

1 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○

理 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監 事 ○ ○ ○ ○

2 本社の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の登記をした日から令和〇年〇月〇日までとする。

3 本社の設立初年度の事業計画及び予算は、第24条第3号及び同条第4号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本社の設立当初の役員の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

（附則1関係）

・法第44条第4項参照。

（附則2～4関係）

・条文の加除に伴い、引用条文が変更になるので確認する。

（附則3関係）

・次年度（次々年度）の事業計画及び予算についても、設立総会の定めるところによる場合は、規定に加える。

（附則4関係）

・設立当初の役員の任期は、医療法人設立の日から2年を超えないものとする。

※ 作成上の注意等の欄は、申請の際には削除すること。



# 医療法人〇〇会寄附行為

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人 〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町〇〇△△番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

2 本財団が〇〇市(町)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を經營するほか、次の業務を行う。

- (1) (訪問看護ステーションの經營)  
訪問看護ステーション〇〇〇 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町

## 第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(作成上の注意等)

(第2条関係)

- ・事務所については、複数の事務所を有する場合はすべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
- ・所在地がビル内である場合は、ビル名、階数(室番号)まで記載すること。

(第3条関係)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち開設するものを掲げる(以下、第4条、第5条、第26条第3項及び第27条第5項において同じ)。

- ・後段の( )書きは、介護老人保健施設(又は介護医療院)を開設しない場合は記載しない。

- ・介護老人保健施設(又は介護医療院)のみを開設する場合は、「本財団は、介護老人保健施設(又は介護医療院)を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。

(第4条第2項関係)

- ・地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には記載しない(以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ)。

(第5条関係)

- ・医療法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は記載しない。

- ・附帯業務の実施に当たっては、所管する健康福祉センター等と事前に調整すること。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を栃木県知事に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても配当してはならない。

#### 第4章 評議員

第14条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。

第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

#### 第5章 評議員会

第16条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

(第7条関係)

・不動産、運営基金等重要な資産は基本財産とすることが望ましい。  
・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない（以下、第8条、第10条及び第47条において同じ）。

(第11条関係)

・任意に1年間を定めても差し支えない。

(第12条第3項関係)

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

(第14条関係)

・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、知事の認可を受け理事が1人又は2人の場合にあっては、3人以上とする。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選任する。

第18条 次の事項は、評議員会のあらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。

第19条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第20条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第21条 評議員会においては、あらかじめ通知した事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第22条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第24条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

## 第6章 役員

第25条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内  
うち理事長 1名
- (2) 監事 ○名

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

(第16条3項関係)

・5分の1を下回る割合を定めることもできる。

(第16条4項関係)

・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

(第18条関係)

・本事項は評議員の議決を有するものとする  
ことができる（法第46条4の5参照）。

(第25条関係)

・理事は最低3名必要である。知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない（法第46条の5第1項参照）。

- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第27条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は本財団の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本財団の業務を監査すること。
  - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを栃木県知事、評議員会又は理事会に報告すること。
  - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第28条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（第26条第3項関係）

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる（法第46条の5第6項参照）。

（第26条第4項関係）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

（第27条第2項関係）

・この報告は、現実に行われなければならない。報告を省略することはできない。

（第29条関係）

・3分の2を上回る割合を定めることもできる。

第30条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第32条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定の監督
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第35条 理事会は、理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（又は理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長（又は理事会で定める理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

第37条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

(第30条関係)

・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の総額を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が二人以上あるときに監事の報酬等の総額を定める場合は、各監事の報酬等はその額の範囲内で監事の協議によって定める。また、総額を上回らなければ、再度評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。

(第32条関係)

・本条を規定するか否かは任意。

(第35条第3項関係)

・1週間を下回る割合を定めることができる。

(第37条第1項関係)

・過半数を上回る割合を定めることができる。

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第39条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

### 第8章 寄附行為の変更

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、栃木県知事の認可を得なければならない。

### 第9章 解散、合併及び分割

第41条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

- 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、栃木県知事の認可を受けなければならない。

第42条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第43条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

(第37条第2項関係)  
・本項を規定するか否かは任意。

(第38条第2項関係)  
・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

第44条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、栃木県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第45条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、栃木県知事の認可を得て、分割することができる。

#### 第10章 雑則

第46条 本財団の公告は、官報（〇〇新聞に掲載する方法又は電子公告（ホームページ））によって行う。

（電子公告（ホームページ）によって行う場合）

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第47条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

#### 附 則

1 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○

理 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監 事 ○ ○ ○ ○

評議員 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

2 本財団の設立初年度の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の登記をした日から令和〇年〇月〇日までとする。

3 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第18条第3号及び同条第4号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本財団の設立当初の役員の任期は、第28条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

（附則1関係）

・法第44条第4項参照。

（附則2～4関係）

・条文の加除に伴い、引用条文が変更になるので確認する。

（附則3関係）

・次年度（次々年度）の事業計画及び予算についても、設立総会の定めるところによる場合は、規定に加える。

（附則4関係）

・設立当初の役員の任期は、医療法人設立の日から2年を超えないものとする。

※ 作成上の注意等の欄は、申請の際には削除すること。

(様式2)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

( 年 月 日現在)

1 資 産 額	××× 円
2 負 債 額	××× 円
3 純 資 産 額	××× 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
預 金	×××
医 業 未 収 金	×××
医 薬 品 等	×××
B 固 定 資 産	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××
土 地	×××
建 物	×××
医 療 用 器 械 備 品	×××
そ の 他 の 器 械 備 品	×××
車 両	×××
2 無 形 固 定 資 産	×××
電 話 加 入 権	×××
3 そ の 他 の 資 産	×××
保 証 金 ( 土 地 )	×××
C 資 産 合 計 (A+B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C-D)	×××

(作成上の注意)

- 1 上記以外の区分がある場合は、適宜、区分を修正、追加等して記載すること。
- 2 基本財産と通常財産とに区分して記載しても差し支えないこと。
- 3 「A流動資産」、「B固定資産」、「1有形固定資産」、「2無形固定資産」及び「3その他の資産」欄には各区分の計を記載すること。



## (様式3)

## 財 産 目 録 の 明 細 書

## A 流 動 資 産

## 預 金

預 金 先	種 類	口 数	金 額	拠出(寄附)者氏名
〇〇銀行〇〇支店	普通預金	1	××× 円	〇 〇 〇 〇
△△銀行△△支店	定期預金	1	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計			××× 円	

## 医 業 未 収 金

種 類	月 分	金 額	拠出(寄附)者氏名
社会保険診療報酬	〇月分、△月分	××× 円	〇 〇 〇 〇
国民健康保険診療報酬	〇月分、△月分	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計		××× 円	

## 医 薬 品 等

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
医 薬 品	〇〇他△△点	××× 円	〇 〇 〇 〇
診 療 材 料	△△他〇〇点	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計		××× 円	

## B 固 定 資 産

## 1 有 形 固 定 資 産

## 土 地

所 在 地	面 積	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××× m <sup>2</sup>	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計		××× 円	

## 建 物

所 在 地	延 面 積	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××× m <sup>2</sup>	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計		××× 円	

## 医 療 用 器 械 備 品

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
エックス線装置	1	××× 円	〇 〇 〇 〇
電 気 メ ス	1	××× 円	〇 〇 〇 〇
小 計		××× 円	

その他の器械備品

品名	規格数量	評価額	拠出（寄附）者氏名
パソコン	1	×××円	○ ○ ○ ○
エアコン	1	×××円	○ ○ ○ ○
小計		×××円	

車 両

品名	登録番号	評価額	拠出（寄附）者氏名
		×××円	○ ○ ○ ○
小計		×××円	

2 無形固定資産

電話加入権

局番	番号	評価額	拠出（寄附）者氏名
○○ (○○○○)	○○○○	×××円	○ ○ ○ ○
小計		×××円	

3 その他の資産

そ の 他

品名	規格数量	評価額	拠出（寄附）者氏名
保証金（土地）		×××円	○ ○ ○ ○
小計		×××円	

（作成上の注意）

- 1 拠出（寄附）申込書からすべて転記すること。
- 2 不要な項目は削除すること。また、適宜必要な項目を追加すること。
- 3 2以上の施設を所有（開設）する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。

(様式4)

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 (円)	借入金の使用		返済額 (円)	未返済額		1月当返済額 (円)	拠出者
			拠出財産 (円)	その他 (円)		負債引継額 (円)	その他 (円)		
〇〇銀行 〇〇支店	〇〇年 〇〇月〇〇日		〇〇〇	〇〇〇					〇〇 〇〇

(リース物件に係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月当リース料 (円)	拠出者
〇〇リース株式会社	〇〇〇		〇〇年 〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月〇〇日					〇〇 〇〇

(支払いに係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

支払先	品名	買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
〇〇薬品〇〇営業所	〇〇〇	円	円	〇〇 〇〇	
△△薬品△△営業所	〇〇〇	円	円	〇〇 〇〇	
小計		円	円		

(作成上の注意)

現物抛出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭抛出(寄附)に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

ここに記入した負債額は、抛出(寄附)申込書の負債の額及び債務者から債務引継の承認を得た額と一致すること。

#### 1 借入れに係るもの

(1) 借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例)  $\frac{\text{未返済額 } 900 \text{ 万円} \times \text{医療用器械備品等の取得に当てた費用 } 800 \text{ 万円}}{\text{当初借入金 } 1,000 \text{ 万円}} = \text{引継ぎ可能な負債額 } 720 \text{ 万円}$

(2) 当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、抛出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起こし、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

$\frac{\text{借換え借入金未返済額 } 300 \text{ 万円} \times \text{当初借入金の未返済額 } 600 \text{ 万円}}{\text{借換え借入金 } 1,000 \text{ 万円}} = \text{引継ぎ可能な負債額 } 180 \text{ 万円}$

#### 2 リース物件に係るもの

所有権移転リース取引(支払終了後に所有権が移転するもの)に係るリース物件を抛出し、医療法人設立後、「リース取引に係る会計基準」による処理を行う場合に記入すること。

#### 3 支払いに係るもの

薬品・材料等の抛出額の範囲内で、負債(買掛金)を引継ぐことができること。

(添付書類)

#### 1 借入れに係るもの

金銭消費貸借契約証書の写し、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合)

#### 2 リース物件に係るもの

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(所有権移転リース取引に該当するリース物件に係る負債を法人に引継ぐ場合)

#### 3 支払いに係るもの

売買契約等を締結している場合は当該契約書の写し、債務の証明及び買掛金引継承認願

## (様式4) 記入例

## 設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 (円)	借入金の使用		返済額 (円)	未返済額		1月当返済額 (円)	拠出者
			拠出財産(円)	その他(円)		負債引継額(円)	その他(円)		
〇〇銀行 〇〇支店	〇〇年 〇〇月〇〇日	10,000,000	エックス線装置 80,000,000	運転資金 2,000,000	1,000,000	7,200,000	1,800,000	83,334	〇〇 〇〇

(リース物件に係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月当リース料 (円)	拠出者
〇〇リース株式会社	心電計 (型式)	1	〇〇年 〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年 〇〇月〇〇日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	〇〇 〇〇

(支払いに係るもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

支払先	品名	買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
〇〇薬品〇〇営業所	医薬品	1,950,000 円	1,950,000 円	〇〇 〇〇	
△△薬品△△営業所	診療材料	1,300,000 円	1,300,000 円	〇〇 〇〇	
小計		3,250,000 円	3,250,000 円		

(様式4-1) (負債全額を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名

代表者職・氏名

殿

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

### 負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、栃木県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地

金融機関名

代表者職・氏名

(支店長名でも可)

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。
- 2 社名や所在地の変更等により、契約書の内容と変更がある場合は、それを確認できる謄本や通知等を添付すること。
- 3 本文中に記載された契約年月日が確認できる契約証書を添付すること。
- 4 本文中の「貴行」の表記は適宜修正すること。

(様式4-1) (負債の一部を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名

代表者職・氏名

殿

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

### 負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務当初元金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）のうち債務当初元金 円也（平成〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、栃木県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地

金融機関名

代表者職・氏名

(支店長名でも可)

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。
- 2 社名や所在地の変更等により、契約書の内容と変更がある場合は、それを確認できる謄本や通知等を添付すること。
- 3 本文中に記載された契約年月日が確認できる契約証書を添付すること。
- 4 本文中の「貴行」の表記は適宜修正すること。

(様式4-2) (所有権移転リース取引に該当するリース物件に係る負債を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

リース会社名

代表者職・氏名

殿

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

### 負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、前記の法人設立の上は、私が貴社との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付リース契約証書によるリース物件を同法人へ拋出するとともに債務元金

円也（〇〇年〇〇月〇〇日の債務残額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を同法人に引き継ぎたく、栃木県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴社の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地

リース会社名

代表者職・氏名

(営業所長名でも可)

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。
- 2 社名や所在地の変更等により、契約書の内容と変更がある場合は、それを確認できる謄本や通知等を添付すること。
- 3 本文中に記載された契約年月日が確認できる契約証書を添付すること。



(様式4-3)

年 月 日

会社名

代表者職・氏名

殿

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

### 債務の証明及び買掛金引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、貴社からの買掛金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、栃木県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴社の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者職・氏名

(営業所長名でも可)

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。
- 2 社名や所在地の変更等により、契約書の内容と変更がある場合は、それを確認できる謄本や通知等を添付すること。
- 3 本文中の「貴社」の表記は適宜修正すること。

(様式5)

設立時の借用財産内訳書

土地

所在地	面積	賃借料/月	賃貸人の住所及び氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××.× m <sup>2</sup>	××× 円	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	△△.△ m <sup>2</sup>		
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××.× m <sup>2</sup>	××× 円	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 〇〇 〇〇
小計		円	

建物

所在地	延面積	賃借料/月	賃貸人の住所及び氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	m <sup>2</sup>	円	
小計		円	

医療用器械備品

品名	数量	賃借料/月	賃貸人の住所及び氏名
〇〇〇〇	3台	××× 円	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 株式会社〇〇〇〇
〇〇〇〇	1台		
〇〇〇〇	一式		
		円	
小計		円	

(作成上の注意)

- 1 その他の財産についても、適宜作成すること。
- 2 「賃借料」及び「賃貸人の住所及び氏名」は契約ごとに記載すること。例えば、1件の契約により複数の医療用器械備品を借用する場合は、「賃借料」及び「賃貸人の住所及び氏名」は1行のみ記載すること。
- 3 借用不動産（土地・建物）については、次の書類を添付すること。
  - ① 設立代表者所有の不動産を賃借する場合
    - ・ 不動産賃貸借契約書（案）  
契約書中に次の内容を盛り込むこと。  
(記載例)  
契約書における賃借人の表示は、賃借人が栃木県知事に申請中の医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人〇〇会（理事長（氏 名）、（法人の住所））」と読み替える。
    - ・ 不動産登記事項証明書
    - ・ 賃借料の算出根拠説明書など
  - ② 第三者所有の不動産を賃借する場合
    - ・ 現行の不動産賃貸借契約書（新規に賃借する場合は、不動産賃貸借契約書（案））
    - ・ 不動産登記事項証明書
    - ・ 契約締結済みの場合は覚書（当該法人が賃借することについての賃貸人の承諾書）
    - ・ 新規契約の場合は、賃借料の算出根拠説明書など
- 4 医療用器械備品については、次の書類を添付すること。
  - ・ 現行の賃貸借契約書（新規に賃借する場合は、賃貸借契約書（案））
  - ・ 契約締結済みの場合は覚書（当該法人が賃借することについての賃貸人の承諾書）
  - ・ 設立者等から賃借する場合は、賃借料算出根拠
- 5 借用不動産（土地・建物）の所在地については、登記事項証明書の所在と一致させること。
- 6 土地、建物に係る賃貸人の住所及び氏名については、登記事項証明書と一致すること。変更登記未了等により、一致しない場合は、住所又は氏名の変更が確認できる住民票等を添付すること。

(様式 5 - 1) (医療法人と医療法人の社員・役員若しくはその親族と不動産賃貸借を行う場合)

### 賃借料の算出根拠説明書

	所在地	月額賃料 A	面積 B	m <sup>2</sup> あたりの単価 A / B
当該物件		円	m <sup>2</sup>	円
参考物件 1		円	m <sup>2</sup>	円
参考物件 2		円	m <sup>2</sup>	円
参考物件 3		円	m <sup>2</sup>	円

(注) この様式は、近隣の物件と比較し、それとほぼ同等の金額で賃借料を設定する場合に作成してください。

この近傍類似価額によりがたいときは、所得税法基本通達の「役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算」に基づいて賃借料を算出してください。

(添付書類)

- 1 当該物件と参考物件の位置関係が分かる地図等 (当該物件と参考物件をラインマーカーで明示すること。)
- 2 参考物件の根拠資料 (住宅情報誌の写し等)

(様式5-2) (不動産の賃借人を個人から法人に引き継ぐ場合)

覚 書

〈記入例〉

〇〇不動産(以下「甲」という。)と、〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、甲乙間で締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け賃貸借契約(以下「契約書」という。)の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が栃木県知事に申請中の医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人〇〇会(理事長(氏 名)、(法人の住所))」と読み替える。

乙が甲に差し入れている保証金について、乙は医療法人〇〇会に拋出し、甲はそれを承諾する。

賃貸借契約期間についても長期間(10年間)とする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所  
会社名  
代表者名  
(署名又は記名押印)

乙 住 所(自宅の住所)  
医療法人〇〇会  
設立(代表)者  
(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 次の2つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
  - ・ 賃借人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
  - ・ 長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
- 2 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成する whichever の方法で構わないこと。
- 3 甲及び乙の押印は、賃貸借契約書の印鑑を使用すること。
- 4 保証金に関する取り決めは、該当がない場合は記載しないこと。
- 5 事業用借地権設定契約を締結している場合は、本覚書に代え、当該契約に定める手続を経たことがわかる書類の写しを添付すること。

(様式5-3) (医療用器械備品等の賃借人を個人から法人に引き継ぐ場合)

## 覚 書

〈記入例〉

〇〇〇〇会社 (以下「甲」という。) と、〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、甲乙間で締結した以下の賃貸借契約 (以下「契約書」という。) の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

契約年月日	契約番号
〇〇年〇〇月〇〇日	△△△△△△
〇〇年〇〇月〇〇日	△△△△△△
(〇〇年〇〇月〇〇日変更契約)	

### 記

契約書における乙の表示は、乙が栃木県知事に申請中の医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人〇〇会 (理事長 (氏 名)、(法人の住所))」と読み替える。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所  
会社名  
代表者名  
(署名又は記名押印)

乙 住 所 (自宅の住所)  
医療法人〇〇会  
設立 (代表) 者  
(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 賃借人を個人から法人に引き継ぐための読替の特約を記載したものであれば、「賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
- 2 契約年月日及び契約番号を本文中に羅列して記載しても構わないこと。
- 3 甲及び乙の押印は、賃貸借契約書の印鑑を使用すること。
- 4 本覚書中に記載された契約年月日及び契約番号が確認できる契約書を添付すること。

(様式6)

年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)  
電話番号 ( )

### 拠出（寄附）申込書

医療法人〇〇会設立の上は、下記のとおり拠出（寄附）します。

記

金 円也（差引拠出額（寄附額））

(内訳)

種 別	金 額	内 容
	円	
預 金		〇〇銀行△△支店普通預金
土 地		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
建 物		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
医 療 機 器		△△△他〇〇点
医 薬 品		△△△他〇〇点
...		...
...		...
資 産 合 計		
負 債		
差引拠出額 (寄附額)		

(作成上の注意)

- 1 基金制度を採用する社団である医療法人にあつては、「拋出申込書」とし、「寄附」及び「寄附額」の文字を削除して使用すること。
- 2 財団である医療法人にあつては、「寄附申込書」とし、「拋出」及び「差引拋出額」の文字を削除して使用すること。
- 3 予備審査の段階で、拋出する医業未収金に係る診療報酬等支払額決定通知書が添付できないときは、確実に見込まれる額を拋出することとした上で、本申請において診療報酬等支払額決定通知書を添付すること。

(添付書類)

以下の財産を拋出（寄附）する場合は、それぞれに対応する証明書等を添付すること。

なお、各種証明書は基準日時点の状況を証明するものであること。

拋出財産	必要な証明書等	拋出できる額
預金	残高証明書	残高証明の額の範囲
医業未収金	診療報酬等支払額決定通知書（振込通知書）	基準日を含む月及びその前月の診療に係る診療報酬額の範囲
医薬品・診療材料	在庫一覧表等	帳簿価格
土地	不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書	左記評価書等の額
	不動産登記事項証明書	
建物	取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類（確定申告時の電算様式等）	減価償却した簿価
	不動産登記事項証明書	
医療用器械備品・その他の器械備品	取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類（確定申告時の電算様式等）	減価償却した簿価
車両	取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類	減価償却した簿価
	車検証の写し	
	使用目的及び使用目的以外には使用しない旨を記載した書面（様式任意） ※ 栃木県知事あてに、設立代表者記名押印の上作成すること。	
電話加入権		時価
保証金	契約書	契約書の金額（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）
上記以外	適宜確認できる書類	
<p>社団である医療法人にあつては、現物拋出財産の価額の総額が5百万円以上の場合は、その価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（不動産の場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）（様式任意）</p>		



(様式 7) 作成例

医療法人〇〇会設立決議録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分  
2 場 所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて  
3 出席者 住所・氏名  
(設立者) 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇  
( 〃 ) 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇  
( 〃 ) 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇  
〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇 (※注1)

4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、設立者全員で互選したところ、〇〇 〇〇 が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき〇〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者 〇〇 〇〇 は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が栃木県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

(氏 名)		(拠出金額)
〇〇 〇〇	預金	×××××××円
	医業未収金	×××××××円
	医薬品、診療材料	×××××××円
〇〇 〇〇	預金	×××××××円
〇〇 〇〇	預金	×××××××円
	合計	×××××××円

また、議長は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人〇〇会設立認可後〇〇年間（※注2）が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、〇〇 〇〇 は発言し、建物の建設資金及び医療用器械備品の購入資金として〇〇銀行から借入金があり現在〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の借入残金があるが、建物を拠出するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

また、医薬品や診療材料の購入により、〇〇薬品株式会社からの買掛金〇〇〇, 〇〇〇円を、債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

#### 第5号議案 〇〇年度（※注3）及び〇〇年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認の件

議長は発言し、〇〇年度及び〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

#### 第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決された定款に規定されることに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理事 〇〇 〇〇 （〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）管理者）  
同 〇〇 〇〇  
同 〇〇 〇〇  
監事 〇〇 〇〇

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように互選された。

理事長 〇〇 〇〇

選任された者は、この就任を承諾した。

#### 第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で栃木県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 〇〇 〇〇

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の土地（建物）を賃借する契約の承認の件

（引き続き第三者所有の不動産を賃借する場合）

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の土地（建物）は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

（設立代表者所有の不動産等を新規に賃借する場合）

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の土地（建物）は、〇〇〇〇の所有であるため、本法人と〇〇〇〇との間で賃貸借契約を締結する必要があり、賃貸借契約書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第9号議案 本法人の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の医療機器を賃借する契約の承認の件

（引き続き第三者から賃借する場合）

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の医療機器は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

（設立代表者から賃借する場合）

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の医療機器は、〇〇〇〇の所有であるため、本法人と〇〇〇〇との間で賃貸借契約を締結する必要があり、賃貸借契約書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって、医療法人〇〇会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が署名又は記名押印する。

設 立 者    〇〇 〇〇  
                  (署名又は記名押印)  
同            〇〇 〇〇  
                  (署名又は記名押印)  
同            〇〇 〇〇  
                  (署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
- 2 財団である医療法人を設立する場合にあっては、本議事録を添付する必要はないこと。  
ただし、設立趣意書は添付する必要があること。
- 3 設立時の借用財産内訳書に記載されるものについては、設立総会において契約締結、借借人の名義変更等について承認を得ること。

※1 設立者でない出席者がいる場合は記載すること。

※2 拠出金は、医療法人設立直後の経営の安定を図るため、一定の期間を経過しない場合は返還しないものとして、適宜年数を定めること。

※3 会計年度の呼称は、第1期、第2期・・・等としても差し支えないこと。

(様式 8) 記入例

医療法人〇〇会設立趣意書

〈記入例〉

本診療所は、〇〇年〇〇月〇〇日に開設して以来〇〇年余を、地域医療に貢献してきた。(発展経過)

：

：

近年患者数が増大し、現在は1日平均〇〇名の外来があり、今後も永続的に診療所を運営していく必要性を痛感する。(設立動機)

：

：

そのためには、家計と経営を分離し近代的経営を行い、診療所の安定を図らなければならない。(設立意図)

：

：

医療法人化により、医療設備を充実させ、また職員の研修教育を行い、従前にもまして地域医療に貢献していきたい。(事業内容)

〈医療法人の名称の由来〉

例. 医療法人の設立者の名前から1字ずつ取り「〇〇会」とした。

年 月 日

医療法人〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設からの発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 医療法人の名前の由来は、ある程度詳細に記載すること。
- 3 作成年月日は設立総会の開催年月日とすること。

(様式9)

役員及び社員の名簿

( 年 月 日現在)

	役職名	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	住 所	職 業	拠 出 額	続柄
役員名	理事長							本人
	理事							
	〃							
	監事							
	計	名						
社員名								
							円	
							円	
							円	
							円	
	計	名					円	

(作成上の注意)

- 1 役員、社員の全員を記入すること。
- 2 財団である医療法人については、「社員」を「評議員」に変えて記載すること。
- 3 職業は、履歴書と一致するものとするが、当該医療法人が開設する病院等の業務に従事する者については、基準日にかかわらず医療法人設立後のものを具体的に記載すること。

〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、当診療所非常勤医師、当診療所事務員等

- 4 拠出額は、純資産額を記載すること。
- 5 続柄は、理事長（本人）との続柄を記載すること。
- 6 住所は、印鑑登録証明書の表記と一致させること。

(役員選任に当たっての注意)

- 1 理事 3 人以上、監事 1 人以上置くこと。
- 2 理事長は医師又は歯科医師であること。
- 3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者を監事とすることはできないこと。(7 ページ参照)

## (様式10)

## 開設しようとする病院（診療所、介護老人保健施設等、介護医療院）の概要

名 称						
所 在 地				電話		
所管保健所名	〇〇健康福祉センター又は宇都宮市保健所					
診 療 科 名						
病 床 数 等	<b>【病院・診療所】</b> 一般病床〇〇〇床、療養病床〇〇〇床（医療保険〇〇床、介護保険〇〇〇床） 精神病床〇〇床、感染症病床〇〇床、結核病床〇〇床 合計〇〇床 <b>【介護老人保健施設・介護医療院】</b> 入所定員〇〇〇名、通所定員〇〇名					
管 理 者	氏 名					
	医 籍	番号〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日登録			
職 員	職 種	従業員数（人）		職 種	従業員数（人）	
		常勤	非常勤		常勤	非常勤
	医師			歯科技工士		
	歯科医師			理学療法士		
看護師	作業療法士					
准看護師	柔道整復師					
歯科衛生士	:					
看護補助者	:					
薬剤師	:					
栄養士	事務員					
診療放射線技師	労務員					
診療エックス線技師						
臨床検査技師						
衛生検査技師						
			計			
			総合計		人	
敷 地	〇〇, 〇〇〇㎡（うち借地〇〇, 〇〇〇㎡）					
建 物	延〇〇, 〇〇〇㎡					
(内訳)	鉄筋コンクリート〇階建					
	1階		㎡			
	① 診療室	〇〇室	㎡			
	内科		㎡			
	外科		㎡			
	② 処置室		㎡			
	内科		㎡			
	外科		㎡			
	③ 調剤室		㎡			



	⑤ 臨床検査室 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ⑥ エックス線室 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ： ： ： ： ⑪ 事務室 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>  2階 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ⑫ 医局 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ⑬ スタッフルーム <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ： ： ：
診 療 日	日曜日及び祝日を除く毎日
診 療 時 間	月曜日から金曜日まで 〇〇：〇〇から〇〇：〇〇まで 〇〇：〇〇から〇〇：〇〇まで 土曜日 〇〇：〇〇から〇〇：〇〇まで
非常勤医師の勤務状況	氏名〇〇〇〇（内科・小児科） 月 〇〇：〇〇から〇〇：〇〇まで 氏名〇〇〇〇（宿直） 火・木 〇〇：〇〇から〇〇：〇〇まで
協力病院 〔 介護老人 保健施設・介 護医療院 の場合〕	〇〇病院 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

(作成上の注意)

- 1 表題は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のうち開設するもののみ記載すること。
- 2 診療科名は施行令第3条の2に規定する「広告することができる診療科名」を記載すること。医療機関の新規開設であるので、経過措置により標榜可能とされている診療科は記載できないこと。なお、現在開設している病院又は診療所の標榜している診療科を確認した上で記載すること。
- 3 病床数等は、病院又は診療所については種別ごとの病床数を、介護老人保健施設及び介護医療院については入所、通所の別ごとに定員を記載すること。なお、該当しない項目は削除し、病床がない場合は全項目を削除した上で「無床」と記載すること。
- 4 管理者は、歯科医師である場合は「医籍」を「歯科医籍」と記載すること。
- 5 職員は、職員名簿から人数を転記すること。また、職種を適宜追加、削除し、全職員について記載すること。
- 6 敷地面積は、(様式3)財産目録の明細書及び(様式5)設立時の借用財産内訳書に記載した土地の面積の合計と一致すること。
- 7 建物面積は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の用に供する面積を記載すること。したがって、(様式3)財産目録の明細書及び(様式5)設立時の借用財産内訳書に記載された建物の面積の合計と一致するものであること。
- 8 建物面積の内訳は、適宜用途を追加、削除してフロア別にすべて記載し、内訳の合計が建物の延面積と一致すること。なお、主要な用途を除く廊下等は、「○○○他」として一括計上しても差し支えないこと。

## [添付書類]

### 1 職員名簿

#### (1) 医師

氏名	担当科	勤務開始年月日	形態	備考
			常勤	
			非常勤	毎週○・○曜日(各○時間)

#### (2) 医師を除く職員

職種	氏名	勤務開始年月日	形態	備考
看護師				
〃				
〃				
臨床検査技師				
労務員				
事務員				
労務員				

(作成上の注意)

- 1 初年度について、医師と医師を除く全職員とに分けて記載すること。
- 2 役員であっても、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事していれば記載すること。
- 3 勤務開始年月日は、現在開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に勤務を開始した日であること。
- 4 非常勤職員については、勤務日及び勤務時間を備考欄に記載すること。
- 5 有資格者については各種免許証の写しを添付すること。なお、免許書換交付申請手続中等の理由により名簿と免許証の姓が異なる場合は、備考欄に姓及び異なる理由を記載すること。
- 6 採用者が決定していない場合は、職種及び形態を記載するとともに、勤務開始年月日を「〇〇年〇〇月〇〇日予定」と記載し、備考に「求人中」、「選考中」等と記載すること。

### 2 施設周辺の概略図

最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。

### 3 敷地平面図

- (1) 建物、駐車場等を示す図面。
- (2) 借用部分、法人所有部分、その他の部分が混在している場合は、それらが分かるようにマーキングすること。

### 4 建物平面図

- (1) 構造、用途及び各室の面積を示す図面。
- (2) 縮尺は任意であるが、100～200分の1程度が望ましい。
- (3) ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。
- (4) 借用部分、法人所有部分、その他の部分が混在している場合は、それらが分かるようにマーキングすること。

(様式 1 1)

## 設立後 2 年間の事業計画

初年度 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 : か月)

次年度 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)

(作成上の注意)

- 1 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きすること。
- 2 初年度において職員採用計画がある場合は、具体的な人材確保策を記載すること。
- 3 この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
- 4 職員増員の計画がある場合は、(様式 1 1-3) 職員給与費内訳書に反映させること。
- 5 初年度の期間が 6 か月未満 の場合は、「次々年度」を追加し、事業計画、予算書、職員給与内訳を 3 か年分作成すること。その場合、見出し中「2 年間」を「3 年間」にすること。

(様式11-1)

設立後2年間の予算書(総括表)

(収入)

(単位:千円)

科 目	初 年 度 ( 月)	次 年 度
医 業 収 入 入 院 収 入 外 来 収 入 そ の 他 医 業 外 収 入 借 入 金 抛 出 金 前 年 度 繰 越 金		
合 計	0	0

(支出)

(単位:千円)

科 目	初 年 度 ( 月)	次 年 度
医 業 費 用 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 借 入 金 ( 元 金 ) 返 済 翌 年 度 繰 越 金		
合 計	0	0

(運転資金)

(単位:千円)

必 要 額	準 備 額	内 訳	抛 出 金 等
	0		窓 口 収 入

「窓口収入」の積算内訳

(作成上の注意)

- 1 各年度の予算明細書から転記すること。
- 2 不要な科目は削除しても差し支えないこと。
- 3 3年分の予算書を作成した場合は、列幅を調整して次年度の右側に次々年度の欄を設け、A4版1枚とし、表題中「2年間」を「3年間」にすること。
- 4 「拠出金等」は、財産目録のうち「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
- 5 運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
- 6 運転資金「必要額」の求め方  
必要額＝初年度支出（医業費用＋医業外費用＋借入金（元金）返済）の2か月分
  - ・ 初年度が1か月しかない場合は、次年度の1か月を加えて2か月分とすること。
  - ・ 原則として、必要額は「初年度支出／初年度月数×2月」により算出するが、必要額の積上げによりそれを上回る額を必要額とする場合は説明を付けること。
  - ・ 初年度の1か月目から医業を開始しない場合は、実質的に医業を開始した後2か月分で必要額を算出すること。
- 7 運転資金「準備額」の求め方  
準備金＝拠出金（現金）＋現物拠出財産（預金＋医業未収金）＋窓口収入の2か月分
- 8 過去2年間の決算書を添付すること。
- 9 借入金（元金）返済の支出がある場合は、償還計画表を添付すること。

(様式11-2)

## 予 算 明 細 書 (○年度)

(患者数)

		1日平均	1か月平均	1年
入院	自費	人	人	人
	社会保険等	人	人	人
外来	自費	人	人	人
	社会保険等	人	人	人

(収 入)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明		
医 業 収 入	0			
入 院 収 入	0			
自 費 収 入		平均	円×年間	人
社会保険等収入		平均	円×年間	人
室料差額収入		平均	円×年間	人
外 来 収 入	0			
自 費 収 入		平均	円×年間	人
社会保険等収入		平均	円×年間	人
そ の 他		集団検診料、診断書発行料等		
医 業 外 収 入	0			
受 取 利 息		預託金の利息		
そ の 他		従業員、付添人等の給食収入等		
借 入 金		銀行等からの借入金		
抛 出 金 等		現金、預金、医業未収金の合計		
前 年 度 繰 越 金				
合 計	0			

(支 出)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明		
医 業 費 用	0			
給 与 費	0			
職 員 給 与		(様式11-3職員給与費内訳書のとおり)		
そ の 他		退職金、法定福利費		
役 員 報 酬		(様式11-4役員報酬内訳書のとおり)		
材 料 費		医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等		
経 費	0			
賃 借 料		土地、建物の賃借料		
そ の 他		福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、交際費、修繕費、消耗品費 等		
委 託 費		検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費		
そ の 他		研究研修費、本部費 等		
医 業 外 費 用		支払利息など		
施 設 整 備 費		医療機器購入費、施設整備費		
借入金(元金)返済				
翌 年 度 繰 越 金				
合 計	0			

(作成上の注意)

◇全般

- 1 見出しの( )内に、初年度、次年度又は次々年度の該当するものを記載すること。
- 2 初年度の月数に注意すること。
- 3 事業計画の内容と一致すること。
- 4 各年度ごとに作成すること。
- 5 開設する医療施設ごとに作成すること。また、附帯業務を行う場合は、本様式に準じて業務ごとに作成すること。

◇患者数

- 1 入院患者数(1年) = 入院患者数(1日平均) × 365 (366)
- 2 外来患者数(1年) = 外来患者数(1か月平均) × 12
- 3 不要な項目は削除しても差し支えないこと。
- 4 患者数が少なく1日平均値の算出が困難な場合は、1か月平均又は1年だけの記載でも差し支えないこと。
- 5 患者数は、過去2年間の患者数の近似値とし、大きく増減がある場合は「設立後2年間の事業計画」で説明すること。

◇収入・支出

- 1 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該内容を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
- 2 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、表内・表間での整合性が図られること。
- 3 内容説明の積算式は、実際の積算方法を記載すること。実績がない場合は、詳細に説明することとし、別紙を添付しても差し支えない。
- 4 医業収入の平均単価が過去2年間の近似値と乖離がある場合は、理由を付記すること。
- 5 その他の内容説明は、例示であるので実際に見込まれる内容を記載することとし、予算がゼロの場合は内容説明を削除すること。
- 6 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
- 7 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書の合計欄の金額を転記すること。
- 8 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。



(様式11-3)

職員給与費内訳書 (○年度)

(単位：千円)

職 種	常 勤 非常勤 計	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計 ( か月分)	D 年 間 賞 与	E 年 間 計
医 師 (歯科医師)	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
看 護 師 (歯科衛生士)	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
准 看 護 師	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
薬 剤 師	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
臨 検 査 技 師	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
診 療 放 射 線 技 師	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
事 務 員	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
	名			0		0
	名			0		0
	0 名	0	0	0	0	0
合 計	0 名	0	0	0	0	0
	0 名	0	0	0	0	0
	0 名	0	0	0	0	0

(作成上の注意)

- 見出しの( )内に、初年度、次年度又は次々年度の該当するものを記載すること。
- 初年度の月数に注意すること。
- 事業計画の内容と一致すること。
- 各年度ごとに作成すること。
- 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。
- 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、表内・表間での整合性が図られること。
- 初年度分の人員構成は、開設しようとする病院等の概要の「職員」欄の内容と一致させること。
- 行を追加し、月額単価ごとに記載しても差し支えないこと。

(様式11-4)

役員報酬内訳書 (○年度)

(単位：千円)

役職名	氏名	報酬月額	報酬年額	業務内容
合計				

(作成上の注意)

- 1 見出しの( )内に、初年度、次年度又は次々年度の該当するものを記載すること。
- 2 予算明細書の支出のうち、役員報酬の支払いを受ける者について記載すること。職員給与の支払いを受ける者については、(様式11-3)職員給与費内訳書に記載すること。
- 3 初年度の月数に注意すること。
- 4 各年度ごとに作成すること。
- 5 適宜、行の削除追加を行うこと。
- 6 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、表内・表間での整合性が図られること。
- 7 役員報酬に係る業務内容を具体的に記載すること。
- 8 役員報酬については、医療法第54条に規定する「剰余金配当の禁止」に抵触しないよう注意すること。

(様式11-5)

### 過去2年間の患者数調べ

(入院)

〇〇年

(単位:人、円)

	自費			社会保険等		
	患者数	単価	収入計	患者数	単価	収入計
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
平均						

〇〇年

(単位:人、円)

	自費			社会保険等		
	患者数	単価	収入計	患者数	単価	収入計
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
平均						

(外来)

〇〇年

(単位:人、円)

	自費			社会保険等		
	患者数	単価	収入計	患者数	単価	収入計
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
平均						

〇〇年

(単位:人、円)

	自費			社会保険等		
	患者数	単価	収入計	患者数	単価	収入計
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
平均						

(作成上の注意)

- 1 添付した過去2年間の決算書に対応する期間の患者数等を記載すること。
- 2 過去2年間の実績がない場合は、表を追加し直近月までの実績を記載すること。ただし、平均値は暦年によること。
- 3 該当のない区分は削除して差し支えないこと。また、必要項目が記載されたものであれば、表の体裁は問わないこと。
- 4 予算書の医業収入の科目に、自費、社会保険のいずれか一方しか計上しない場合は、本表もそのいずれか一方のみ記載すればよいこと。

(様式 12)

## 履 歴 書

現 住 所

氏 名 (ふりがな)

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

(注) 医師 (歯科医師) については、医師 (歯科医師) 免許番号、登録年月日を記載すること。

職 歴

(注 1) 勤務先等が栃木県外の場合は、勤務先等の所在地の都道府県名及び市町村名を ( ) 書き  
すること。

(注 2) できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場  
合は、その法人名及び役職についても記入すること。

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること)

※ 医療法第 46 条の 5 第 5 項が準用する第 46 条の 4 第 2 項の役員欠格事由には該当  
しておりません。

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

1 社員、役員及び評議員となるべき者全員が作成すること。

2 以下の書類を添付すること。

印鑑登録証明書

医師 (歯科医師) である場合は、医師 (歯科医師) 免許証の写し

開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人等の  
規模が確認できる書類 (役員名簿等) 及び当該営利法人等との取引内容が確認できる書類  
(契約書等)

3 開設する病院等に常勤で従事する者が、履歴書作成日において他に勤務等している場合は退  
職予定年月日を記載すること。

(様式13)

## 委 任 状

私達は（住所）  
の設立代表者に選任し、医療法人の設立に関する一切の権限を委任します。

（氏名） を医療法人〇〇会

年 月 日

住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)

住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)

住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

被選任者を除いて設立者全員が署名又は記名押印すること。

(様式 14)

年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者

殿

理事長

(署名又は記名押印)

理事

(署名又は記名押印)

理事

(署名又は記名押印)

監事

(署名又は記名押印)

## 役員就任承諾書

私達は医療法人〇〇会設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

(様式 15)

年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者

殿

氏 名

(署名又は記名押印)

### 管 理 者 就 任 承 諾 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者に選任され、その就任を承諾します。



(様式 16)

## 設立代表者の原本証明

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

### 記

- 1 拋出（寄附）申込書
- 2 医師（歯科医師）免許証
- 3 診療報酬等支払額決定通知書
- 4 金銭消費貸借契約証書
- 5 返済計画書
- 6 不動産登記事項証明書
- 7 不動産賃貸借契約書
- 8 賃貸借契約書
- 9 覚書
- 10 銀行等の残高証明書
- 11 取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類
- 12 各種免許証
- 13 過去2年間の決算書
- 14 役員就任承諾書
- 15 印鑑登録証明書
- 16 管理者就任承諾書
- 17 ○○○○

年 月 日

医療法人○○会

設立代表者 ○○ ○○

(署名又は記名押印)

(作成上の注意)

- 1 上記書類の中で該当するものに○印をつけ、又は、該当するもののみ記載すること。
- 2 必要に応じ書類名を追加すること。
- 3 正本に原本を添付することとされている書類について、副本に写しを添付した場合は、正本と副本とで原本証明が必要な書類が異なるので注意すること。